

保険適用となるヘリコバクター・ピロリ感染の診断・治療に「胃炎」が追加

対象は「内視鏡検査において胃炎の確定診断がなされた患者」

厚生労働省は二月二十一日にヘリコバクター・ピロリ感染の診断・治療対象に「胃炎」を追加する通知を発出し、同日から保険適用としました。

また、三月末に除菌治療に関する「Q&A」を発出しましたので主な内容をお知らせします。

二月二十一日の通知で保険診療の対象に追加されたのは「内視鏡検査において胃炎の確定診断がなされた患者（下囲み参照）」です。

以前から日本ヘリコバクター学会など三つの学会がヘリコバクター・ピロリ感染胃炎を保険適用とするよう厚労大臣に要望し、それに対応して各製薬メーカーも抗菌薬の適応追加を申請していました。

厚労省はこのような動きに対し、薬事法に基づいて抗菌薬の除菌療法に係る効能・効果にヘリコバクター・ピロリ感染胃炎を追加承認するに至ったものです。

診断・治療の手順はこれまでと同様

保険診療におけるヘリコバクター・ピロリ感染の診断・治療は、従来から厚労省通知により手順などが示されています。今回追加された「内視鏡検査において胃炎の確定診断がなされた患者」の診断・治療もその

手順に沿って進めていくこととなります。

これまでの取り扱いには保険連発行の二〇一二年四月版「保険診療の手引」四七六ページから図解付きで詳しく掲載していますので参照ください。

レセプトへの記載事項

今回の通知ではレセプトへの記載事項として、

一、対象患者①（胃潰瘍及び十二指腸潰瘍）及び⑤（胃炎）において、内視鏡検査等で確定診断した際の所見・結果を摘要欄に記載すること

二、対象患者①及び⑤において、健康診断として内視鏡検査を行った場合には、摘要欄にその旨を記載すること

以上の二点が追加されていますので保険請求の際にはご注意ください。

運用上の疑義解釈

対象患者の追加がニュースになった直後から、協会

には保険適用とする際の具体的な疑問・質問が多数寄せられました。

例えば、①内視鏡検査はどのくらい前に実施したもので含まれるのか、②自由診療で一次除菌まで終了している患者について保険診療に移行できるか、などの内容が多く、何れも通知だけでは取り扱いが判断できないため混乱が生じていました。

これらについては、保団連をはじめ各医療団体が厚

審査・指導MLの活用を

協会は審査や個別指導の問題など、保険診療に関する会員相互の情報交換・情報提供を充実させるため、新たに「審査・指導メニューリスト」を立ち上げましたのでぜひご参加ください（詳細は五面で紹介）。

ヘリコバクター・ピロリ除菌治療に関するQ&A

(3月28日付事務連絡・疑義解釈資料の送付について(その13)から)

- 問) ヘリコバクター・ピロリ感染の除菌治療について、その対象患者が新たに追加されたが、実施に当たってはどのような要件を満たす必要があるのか。
- 答) 新たな対象患者は、1. 内視鏡検査によって胃炎の確定診断がなされたもので、ヘリコバクター・ピロリ感染が疑われるものに対して、2. 除菌前の感染診断により、ヘリコバクター・ピロリ陽性であることが確認されたもの、に限られる。なお、除菌の実施においては、薬事法承認事項に従い適切に行うこと。
- 問) 抗菌薬が胃炎に適応拡大される前（平成25年2月21日より前）に、胃炎と診断されている患者に対して除菌治療ができるのか。
- 答) 内視鏡検査にて胃炎が診断されている者で、かつヘリコバクター・ピロリ陽性が確認されている患者に限る。診断時の内視鏡検査の所見を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、平成25年2月21日より前に自由診療により行った除菌治療については保険診療の適用とはならないが、平成25年2月21日以降に実施した除菌判定等に係る費用については、保険診療の適用となる。
- 問) 健康診断で行った内視鏡検査で胃炎が見つかった患者も除菌治療の対象となるのか。
- 答) 対象となる。また健康診断で行った内視鏡検査で胃炎が見つかり、引き続き除菌治療を行った場合の患者の費用の支払については、健康診断の費用として支払われる額と保険請求する額が重複することのないよう、平成15年7月30日付事務連絡「健康診断時及び予防接種の費用について」に基づき行うこと。

対象患者（⑤が追加）

ヘリコバクター・ピロリ感染症に係る検査については、以下に掲げる患者のうち、ヘリコバクター・ピロリ感染が疑われる患者に限り算定できる。

- ① 内視鏡検査又は造影検査において胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の確定診断がなされた患者
- ② 胃MALTリンパ腫の患者
- ③ 突発性血小板減少性紫斑病の患者
- ④ 早期胃癌に対する内視鏡的治療後の患者
- ⑤ 内視鏡検査において胃炎の確定診断がなされた患者

2013 協会の接遇セミナー

トラブルを未然に防ぐ接遇とは

～ クレームの初期対応と安全管理 ～

E&Eプロモーション代表

講師

石割 郁子 氏



参加費

無料
(会員医療機関に限ります)

高岡

5/14 (火)

ウイングウイング高岡 4Fホール

富山

5/15 (水)

富山市・国際会議場 2F会議室

魚津

5/16 (木)

魚津市・新川文化ホール 小ホール

砺波

5/17 (金)

砺波市・砺波平安閣 3F平安の間

※ 全医療機関に義務付けられている「医療安全管理のための職員研修会」の一つとして開催します。当日、研修受講証をお渡ししますので記録・保管をしてください。

開催時間はいずれも 午後7時～9時

ピロリ菌除菌療法研究会

わが国から胃がん関連死をなくすために

とき 4月15日(月) 19:30～

ところ ボルファートとやま 2F 真珠の間

北海道大学大学院医学研究科
がん予防内科学講座特任教授
日本ヘリコバクター学会理事

講師

浅香 正博 先生

富山大学医学部第三内科教授

座長

杉山 敏郎 先生



厚生労働省は二月二十一日、保険診療におけるヘリコバクター・ピロリ感染症の診断・治療対象に「胃炎（内視鏡検査において胃炎の確定診断がなされた患者）」を追加する通知を出しました（同日より適用）。今後は保険診療による除菌前感染診断、除菌治療の事例増加が予想されます。

今回の研究会では、適用拡大の功労者で「ピロリ菌研究の国内第一人者である浅香正博先生をお迎えし、除菌による関連疾患の予防効果など感染胃炎が保険適用となった背景や診断・治療のポイントについてお話しいただきます。

【共催】 富山県保険医協会 エーザイ株式会社